

会 員 通 知 第 6 1 号  
2 0 1 9 年 1 2 月 1 2 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 小 池 善 明

アンビシャスへの上場促進のための 「株券上場審査基準」 の一部改正について

本所は、「株券上場審査基準」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、上場申請日の直前事業年度の営業利益の額が正ではない「先行投資型」のビジネスモデルの企業でも、上場後に収益の向上が期待できる場合はアンビシャスへの上場を可能とし、アンビシャスへの上場促進を図るため「株券上場審査基準」について所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

#### I. 改正概要

アンビシャスの上場審査基準における実質審査基準の見直し

- ・ 幹事会員が「上場後、収益の向上が期待できる旨及びその理由を記載した書面」を提出し、本所が適当と認めた場合は、株券上場審査基準第5条第1項第2号（企業の収益性）の規定は適用しないこととする。

#### II. 施行日

- ・ 本所が定める日より施行します。  
なお、本所が定める日とは2019年12月12日とします。

以 上

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(アンビシャスへの上場審査)</p> <p>第5条 アンビシャスへの上場申請が行われた株券の上場審査は、新規上場申請者及び新規上場申請者の企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。<u>ただし、幹事会員が第6条第1項第3号ただし書に規定する書面を提出し、本所が適当と認めた場合は、第2号の規定を適用しないものとする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(アンビシャスへの上場審査)</p> <p>第5条 アンビシャスへの上場申請が行われた株券の上場審査は、新規上場申請者及び新規上場申請者の企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>